

平成27年6月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号

株式
会社 **フォーバル**

代表取締役会長 大久保 秀夫

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月19日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京 10階 瑞宝の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さいます
ようお願い申し上げます。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第35期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.forval.co.jp>）において、その旨掲載することにより、お知らせいたします。

会社説明会のご案内

定時株主総会終了後にフォーバルグループのＩＲ活動の一環として「会社説明会」を下記のとおり開催させていただきます。

ご多忙中とは存じますが何卒多数の皆様のご出席を賜りますようお願い申し上げます。

記

- １．日 時 平成27年 6 月19日（金曜日） 定時株主総会終了後
- ２．内 容 フォーバルグループの事業方針

株式会社フォーバル
代表取締役会長 大久保 秀夫

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税前の駆け込み需要の反動やWindowsXPのサポート終了に伴う更新需要の反動で個人消費や設備投資が落ち込んだほか、夏場の天候不順も重なり景気回復に不透明感が漂っていましたが、徐々に輸出が持ち直すなどその影響から脱しつつあるほか、米国では個人消費や民間設備投資が堅調に推移するなど、明るい兆しもみられました。

一方、当社グループの事業領域である情報通信分野においては、スマートフォンやタブレット端末関連、クラウドサービス関連などが堅調に推移しています。

公益社団法人リース事業協会が発表した統計によれば、2014年度（2014年4月-2015年3月）のリース取扱高（速報値）は、金額ベースで前期比9.1%減少しています。機種別にみると、情報通信機器が前期比11.7%減、事務用機器が前期比4.6%減少しています。

このような経営環境下、当社グループは「次世代経営コンサルタント」集団として中小・中堅企業の利益に貢献することを目指し、「情報通信分野」・「海外分野」・「環境分野」・「人材・教育分野」の4分野に特化したコンサルティングサービスを提供することで他社との差別化を図り、質の高いサービスを提供するためにM&Aも活用しながら事業の拡大に取り組んでいます。

このような状況下、当連結会計年度における連結業績は、以下のようになりました。

売上高は新たな子会社2社が通年にわたり寄与したこと等により前期に比べ5,632百万円増加し、45,075百万円（前期比14.3%増）となりました。

利益面ではフォーバルビジネスグループ、フォーバルテレコムビジネスグループ及びモバイルショップビジネスグループの利益率が改善したこと

で売上総利益が前期に比べ1,471百万円増加（前期比13.2%増）した一方で、販売費及び一般管理費は事業拡大に伴う人件費の増加や求人費などの人員増に関連する費用の増加等があったものの、前期に比べ1,031百万円の増加（前期比10.7%増）にとどまったことで、営業利益は1,921百万円（前期比29.7%増）、経常利益は1,817百万円（前期比22.3%増）となりました。当期純利益は1,241百万円（前期比11.8%増）と過去最高となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

<フォーバルビジネスグループ>

「アイコンサービス」が順調に拡大した一方でビジネスフォン等の販売が減少したこと等により、売上高は15,986百万円（前期比1.2%減）、「アイコンサービス」による利益が堅調に推移し、相乗効果によりサーバー等のコンピューター、ドキュメント機器、セキュリティ機器が順調に推移したこと等により、セグメント利益は1,090百万円（前期比25.2%増）となりました。

<フォーバルテレコムビジネスグループ>

通信サービスが減少した一方で、保険関連の子会社が順調に推移したこと等により、売上高は11,633百万円（前期比3.1%増）、回線系サービスからネット系サービスへと売上構成比が変化したことで利益率が改善し、セグメント利益は606百万円（前期比28.7%増）となりました。

<モバイルショップビジネスグループ>

携帯端末等の販売が堅調に推移したことにより、売上高は10,246百万円（前期比0.7%増）、前期終盤に新規契約数が増加した効果が今期にリポートやストック収益の増加という形で表れ、セグメント利益は259百万円（前期比38.4%増）となりました。

<総合環境コンサルティングビジネスグループ>

平成25年12月に子会社化したオール電化・エコ住宅設備の卸・工事請負業の㈱アップルツリーが通年にわたり寄与したことにより、売上高は6,139百万円（前期比415.3%増）、セグメント利益は21百万円（前期比64.2%増）となりました。

<その他事業グループ>

平成25年10月に子会社化したIT教育サービス事業の㈱アイテックが通年にわたり寄与したことで、売上高は1,069百万円（前期比73.0%増）、セグメント利益は50百万円（前期は7百万円の損失）となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は336百万円であり、その主なものは、事務所設備及び備品等の購入158百万円及び社内情報システムのソフトウェアの購入177百万円であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ①当社は、平成26年4月 FORVAL MYANMER CO., LTD. が、新たに事業を開始したことにより、持分法の適用範囲に含めております。また、平成26年12月に第三者割当増資を引き受けております。
- ②当社は、平成26年8月 ITEC VIETNAM CO., LTD. を設立したことにより、持分法の適用の範囲に含めております。
- ③当社は、平成26年10月 PT. FORVAL INDONESIA の第三者割当増資を引き受けております。
- ④当社は、平成26年11月 FORVAL VIETNAM CO., LTD. の株式を追加取得いたしました。
- ⑤当社は、平成26年11月 ㈱ヴァンクールの株式を追加取得したことにより、同社を当社の完全子会社といたしました。
- ⑥当社は、平成27年1月 ㈱アップルツリーの第三者割当増資を引き受けております。
- ⑦当社の子会社であった㈱エーゼットは、平成27年1月に清算をしております。
- ⑧当社は、平成27年3月 ㈱フォーバル・リアルストレートの第三者割当増資を引き受け、持分比率が増加しております。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第 32 期 (平成24年 3 月)	第 33 期 (平成25年 3 月)	第 34 期 (平成26年 3 月)	第 35 期 (当連結会計年度) (平成27年 3 月)
売 上 高(千円)	34,695,030	35,193,811	39,443,106	45,075,477
経 常 利 益(千円)	871,615	1,232,047	1,486,004	1,817,727
当 期 純 利 益(千円)	649,234	791,898	1,110,191	1,241,310
1株当たり当期純利益 (円)	47.87	58.58	83.71	93.61
総 資 産(千円)	16,129,864	16,596,243	17,804,536	19,352,491
純 資 産(千円)	5,728,668	6,180,355	6,785,919	7,531,977
1株当たり純資産額 (円)	390.23	431.93	477.06	539.66

② 当社の財産及び損益の状況

	第 32 期 (平成24年 3 月)	第 33 期 (平成25年 3 月)	第 34 期 (平成26年 3 月)	第 35 期 (当事業年度) (平成27年 3 月)
売 上 高(千円)	13,395,148	14,251,203	15,129,952	14,882,979
経 常 利 益(千円)	796,214	1,005,459	1,118,333	1,260,813
当 期 純 利 益(千円)	586,712	658,242	870,636	930,917
1株当たり当期純利益 (円)	43.26	48.70	65.64	70.21
総 資 産(千円)	13,627,430	14,509,845	15,098,007	15,621,865
純 資 産(千円)	8,640,689	8,939,363	9,292,184	9,677,227
1株当たり純資産額 (円)	637.07	674.00	700.60	744.72

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

3. 第32期及び第33期の企業集団の財産及び損益の状況については、過年度の訂正後の内容を記載しております。

3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
㈱フォーバルテレコム	542,354千円	75.4%	法人向け通信サービス
㈱フォーバル・リアル ストレート	227,655千円	51.9%	不動産関連サービス、情報通信機器 販売

4. 対処すべき課題

当社グループの事業領域である情報通信分野においては、ブロードバンド化・ＩＰ化等の急速な進展に伴い、固定と移動の融合、通信と放送の連携、クラウドコンピューティングやビッグデータを活用した新たなサービスの拡大等、ダイナミックに市場が変化しております。

また近年は、技術や情報がアナログからデジタルになったことで、性能の差がほとんど無くなり差別化が難しくなったことに加え、情報量が増えて比較が容易になった結果、価格競争が激化し「モノ」の価値は一段と低下しております。そのような経営環境下、機器を販売することで収益をあげることが非常に難しくなっており、抜本的なビジネスモデルの変革が必要となっております。

そのため当社は、次世代経営コンサルタントとして企業経営を支援する集団となり、中小・中堅企業の利益に貢献することで顧客とのリレーションを強化し、ビジネスパートナーとしての確固たる地位を確立するとともに、ストック型の収益構造へとビジネスモデルの転換を図っております。特に、次世代経営コンサルタントとして「情報通信の知識・技術を駆使した経営コンサルティングサービス（情報通信分野）」、「海外マーケットを独自ノウハウで取り込む経営コンサルティングサービス（海外分野）」、「環境に配慮した最先端の経営コンサルティングサービス（環境分野）」、「次世代経営に必要な人材を育てる経営コンサルティングサービス（人材・教育分野）」の４分野に特化することで差別化を図り、主に「売上拡大」・「業務効率改善」・「リスク回避」の視点から中小・中堅企業の利益に貢献することを目指しております。

5. 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、主に当社と連結子会社17社等で構成され、中小・中堅法人様向けにＯＡ・ネットワーク機器の販売、サービスの取次、及びコンサルティングサービス、ＶｏＩＰ・モバイル等の通信サービス、インターネット関連サービス、普通印刷、保険サービス、モバイルショップでの携帯端末の取次、オール電化・エコ住宅設備の卸・工事請負等の事業を行っております。

6. 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

事業所	所在地
本社	東京都渋谷区
関西支社	大阪市西区
中部支社	名古屋市中村区
九州支社	福岡市中央区
東北支店	仙台市青葉区
横浜支店	横浜市中区
鹿児島コミュニケーションセンター	鹿児島県鹿児島市

②子会社

事業所	所在地
(株)フォーバルテレコム	東京都千代田区
(株)フォーバル・リアルストレート	東京都渋谷区

7. 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,519名	298名増

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（非常勤者を除く）数としております。
2. 使用人数の増加の主な理由は、子会社である㈱保険ステーションにおいて保険業法の改正に対応し、委託契約先を使用人としたためであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
570名	16名増	35.7歳	9.67年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（非常勤者を除く）数としております。
2. 就業人員には、関係会社等への出向者（183名）は含まれておりません。

8. 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株)三井住友銀行	146百万円
(株)商工組合中央金庫	34百万円
(株)りそな銀行	26百万円
(株)北洋銀行	25百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成26年10月2日をもって当社株式は東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。

また、子会社フォーバルテレコムの子式も平成26年8月1日をもって東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第二部に市場変更いたしました。

II. 会社の現況

1. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,994,442株（自己株式871,869株を除く）
- ③ 株主数 3,510名
- ④ 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
有 限 会 社 エ ス ・ エ ス ・ ケ ー	3,468,300株	26.6%
株 式 会 社 光 通 信	1,807,100株	13.9%
大 久 保 秀 夫	1,710,400株	13.1%
大 久 保 洋 子	785,000株	6.0%
フ ォ ー バ ル 社 員 持 株 会	458,964株	3.5%
株 式 会 社 ジ ャ ス ト	340,000株	2.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	250,100株	1.9%
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	240,000株	1.8%
株 式 会 社 高 文	135,100株	1.0%
キャノンマーケティングジャパン株式会社	120,000株	0.9%

（注）1. 当社は、自己株式を871,869株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（871,869株）を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

- （1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	大久保 秀 夫	(有)エス・エス・ケー代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	中 島 將 典	
常 務 取 締 役	加 納 敏 行	PT. FORVAL INDONESIA代表取締役社長
常 務 取 締 役	寺 田 耕 治	
常 務 取 締 役	加 藤 康 二	(株)フォーバルテレコム取締役 (株)フォーバル・リアルストレート取締役
常 勤 監 査 役	丹 澤 大 二	(株)フォーバルテレコム監査役 (株)フォーバル・リアルストレート監査役
監 査 役	米 澤 三千雄	(株)フォーバルテレコム常勤監査役
監 査 役	松 坂 祐 輔	東京平河法律事務所 弁護士 (株)フォーバルテレコム監査役
監 査 役	小 野 隆 弘	クルーズ(株)常勤監査役

- (注) 1. 監査役松坂祐輔氏及び小野隆弘氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役松坂祐輔氏は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役小野隆弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査役小野隆弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	5名	221,951千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	18,000千円 (4,800千円)
合 計	9名	239,951千円

- (注) 1. 株主総会決議(平成3年6月27日)による役員報酬限度額は以下のとおりであります。
- 取締役の報酬年額 300,000千円以内
- 監査役の報酬年額 50,000千円以内
- なお、役員報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額84,000千円(取締役5名に対して84,000千円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
- 該当事項はありません。
- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	会 社 名 等
監査役	松坂 祐輔	東京平河法律事務所 社外弁護士役 (株)フォーバルテレコム
監査役	小野 隆弘	クルーズ(株) 常勤監査役

- (注) 1. (株)フォーバルテレコムは当社の子会社であります。
2. 当社と東京平河法律事務所の間には顧問契約を締結しております。
3. 当社とクルーズ(株)の間には特別な利害関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	松坂 祐輔	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っています。
監査役	小野 隆弘	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、監査役会13回全てに出席し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っています。

④責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる旨定款に定めております。

当該定款に基づく責任限定契約は締結しておりません。

⑤当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において当社の子会社である㈱フォーバルテレコムから受けている役員報酬等の総額は1,200千円であります。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、前事業年度より当社の事業環境に詳しく、適切な助言を頂いてきた社外監査役に社外取締役に就任いただくことを含めて社外取締役に關して検討しておりましたが、法制化の予定があった監査等委員会制度への移行など環境の変化を見極めることとし、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、委員の過半数が社外取締役に構成される監査等委員会の設置により、業務執行の適法性、妥当性の高い監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることでより透明性の高い経営の実現を目的とし、平成27年6月19日開催予定の第35回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行のうえ、社外取締役に選任する予定であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

優成監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	30,300千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57,300千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人優成監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、優成監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全取締役が、各種会議等の機会を通じて法令等遵守重視の姿勢を明確に示しつつ、「フォーバル・グループ企業行動指針」及び「フォーバル・グループ役職員行動指針」を徹底する等により、法令等遵守重視の企業風土の醸成を進める。
- (2) 法令等遵守体制の充実強化のために内部統制担当取締役を置き整備と推進に当たる。
- (3) 当社及び当社子会社の従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口はその旨を報告する仕組みを運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理ルールに基づいて各所管部署が適切に保存及び管理し、取締役及び監査役の閲覧に供する。
- (2) 文書管理の統括部署は、文書管理の運用状況を毎年検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部署に対して文書等の適切な保存及び管理を指導する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営企画部門をリスク管理担当部門として、リスク管理に関する基本ルールに基づき、体系的なリスク管理体制の確立を図り、関連規程の見直し又は制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修の実施等を通じてリスク管理体制を整備する。
- (2) リスクの発生又は発見時に、リスク管理担当部門が取締役会への報告及び社外への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を整備する。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 社内の組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適時適切に見直すことにより、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適の状態に保つ。
 - (2) ITを活用したシステムの精度向上に努め、全社的な経営効率及び業務効率の一層の向上を図る。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「フォーバル・グループ企業行動指針」及び「フォーバル・グループ役職員行動指針」の子会社役員、従業員全員への浸透に努めることにより、企業集団全体の業務の適正確保を図る。
 - (2) 内部統制担当取締役は、各子会社の自主性を尊重しつつ必要な助言・支援を行う等により、それぞれの内部統制システムの整備を促進する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役は、必要がある場合は、事前に内部監査管掌取締役に通知したうえで内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。
 - (2) 監査役会から専任の従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会の同意を得て任命する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 前号(1)により、監査役から命令を受けた従業員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととする。
 - (2) 取締役は、監査役の命令を受けた従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。
 - (3) 前号(2)により専任の従業員を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査役会の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び従業員は、次の場合には、監査役会又は監査役に対して直接かつ速やかに報告しなければならないものとする。

①法令及び定款に違反する事実を発見したとき

②当社又はグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき

(2) 法令及び定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、随時、内部監査管掌取締役又は担当部門長から監査役会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定する。

(3) 監査役会又は監査役に前号(1)の事実を直接報告した従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と監査役会との間の定期的な意見交換会を実施する。

(2) 監査役に対して内部監査の実施状況について報告するとともに、監査役が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行うものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力との関係を排除することを基本方針とし、「フォーバル・グループ行動指針」及び「反社会的勢力対応規程」の内容を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断することに取り組むものとする。

(2) 総務部を対応統括部署とし、管轄警察署、関係機関が主催する連絡会、顧問弁護士等に指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ、情報収集・管理に努める。

~~~~~  
(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

なお、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入しております。

2. 本事業報告中の記載金額には消費税等は含まれておりません。



# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| (資産の部)            |            | (負債の部)                  |            |
| 流 動 資 産           | 14,662,674 | 流 動 負 債                 | 9,739,844  |
| 現 金 及 び 預 金       | 4,672,983  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 5,282,579  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 5,869,063  | 短 期 借 入 金               | 190,746    |
| 商 品 及 び 製 品       | 694,512    | 未 払 金                   | 1,804,337  |
| 仕 掛 品             | 78,803     | 未 払 費 用                 | 610,116    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 30,454     | リ ー ス 債 務               | 33,429     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 355,144    | 未 払 法 人 税 等             | 278,239    |
| 未 収 入 金           | 1,444,770  | 賞 与 引 当 金               | 430,149    |
| そ の 他             | 1,583,408  | 役 員 賞 与 引 当 金           | 135,750    |
| 貸 倒 引 当 金         | △66,466    | 返 品 調 整 引 当 金           | 18,824     |
| 固 定 資 産           | 4,689,817  | そ の 他                   | 955,670    |
| 有 形 固 定 資 産       | 528,021    | 固 定 負 債                 | 2,080,669  |
| 建 物               | 221,456    | 長 期 借 入 金               | 67,648     |
| 器 具 備 品           | 157,494    | リ ー ス 債 務               | 20,788     |
| 土 地               | 44,640     | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 1,915,199  |
| リ ー ス 資 産         | 26,952     | 持 分 法 適 用 に 伴 う 負 債     | 36,646     |
| 建 設 仮 勘 定         | 24,300     | そ の 他                   | 40,387     |
| そ の 他             | 53,178     | 負 債 合 計                 | 11,820,513 |
| 無 形 固 定 資 産       | 635,792    | (純資産の部)                 |            |
| の れ ん             | 308,089    | 株 主 資 本                 | 6,110,639  |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 194,374    | 資 本 金                   | 4,150,294  |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 125,920    | 資 本 剰 余 金               | 2,488,479  |
| そ の 他             | 7,407      | 利 益 剰 余 金               | 153,059    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 3,526,002  | 自 己 株 式                 | △681,193   |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,907,780  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 901,912    |
| 長 期 貸 付 金         | 131,224    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 903,705    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 272,264    | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 2,701      |
| そ の 他             | 1,532,684  | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △4,494     |
| 貸 倒 引 当 金         | △317,951   | 新 株 予 約 権               | 2,130      |
| 資 産 合 計           | 19,352,491 | 少 数 株 主 持 分             | 517,294    |
|                   |            | 純 資 産 合 計               | 7,531,977  |
|                   |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 19,352,491 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から)  
(平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     |            |
|-----------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                       |         | 45,075,477 |
| 売 上 原 価                     |         | 32,482,053 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 12,593,424 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 10,671,448 |
| 営 業 利 益                     |         | 1,921,976  |
| 営 業 外 収 益                   |         |            |
| 受 取 利 息                     | 6,444   |            |
| 受 取 配 当 金                   | 23,571  |            |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額             | 8,657   |            |
| 為 替 差 益                     | 39,281  |            |
| 違 約 金 収 入                   | 27,517  |            |
| そ の 他                       | 55,191  | 160,664    |
| 営 業 外 費 用                   |         |            |
| 支 払 利 息                     | 11,646  |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失         | 243,166 |            |
| そ の 他                       | 10,099  | 264,912    |
| 経 常 利 益                     |         | 1,817,727  |
| 特 別 利 益                     |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 203,395 |            |
| 持 分 変 動 利 益                 | 25,451  |            |
| そ の 他                       | 3,826   | 232,673    |
| 特 別 損 失                     |         |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損             | 163,285 |            |
| 減 損 損 失                     | 3,891   |            |
| そ の 他                       | 21,186  | 188,364    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 1,862,036  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 497,956 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 23,207  | 521,163    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 1,340,873  |
| 少 数 株 主 利 益                 |         | 99,562     |
| 当 期 純 利 益                   |         | 1,241,310  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |           |          |           |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                              | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高                  | 4,150,294 | 2,488,479 | △750,443  | △250,251 | 5,638,079 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額         |           |           | △39,387   |          | △39,387   |
| 会計方針の変更を反映した<br>当連結会計年度期首残高  | 4,150,294 | 2,488,479 | △789,830  | △250,251 | 5,598,692 |
| 当連結会計年度変動額                   |           |           |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |           | △298,420  |          | △298,420  |
| 当 期 純 利 益                    |           |           | 1,241,310 |          | 1,241,310 |
| 自 己 株 式 の 取 得                |           |           |           | △430,942 | △430,942  |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |           |           |           |          |           |
| 当連結会計年度変動額合計                 | —         | —         | 942,889   | △430,942 | 511,947   |
| 当連結会計年度末残高                   | 4,150,294 | 2,488,479 | 153,059   | △681,193 | 6,110,639 |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                |                                 | 新株予約権  | 少数株主<br>持 分 | 純資産合計     |
|------------------------------|-----------------------|--------------|----------------|---------------------------------|--------|-------------|-----------|
|                              | その他有価証<br>券評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |        |             |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 680,829               | 4,940        | 3,464          | 689,235                         | 6,693  | 451,910     | 6,785,919 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額         |                       |              |                |                                 |        |             | △39,387   |
| 会計方針の変更を反映した<br>当連結会計年度期首残高  | 680,829               | 4,940        | 3,464          | 689,235                         | 6,693  | 451,910     | 6,746,532 |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |              |                |                                 |        |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                       |              |                |                                 |        |             | △298,420  |
| 当 期 純 利 益                    |                       |              |                |                                 |        |             | 1,241,310 |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                       |              |                |                                 |        |             | △430,942  |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | 222,875               | △2,239       | △7,958         | 212,677                         | △4,563 | 65,383      | 273,498   |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 222,875               | △2,239       | △7,958         | 212,677                         | △4,563 | 65,383      | 785,445   |
| 当連結会計年度末残高                   | 903,705               | 2,701        | △4,494         | 901,912                         | 2,130  | 517,294     | 7,531,977 |

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 17社
- ・主要な連結子会社の名称
  - (株)フォーバルテレコム
  - (株)フォーバル・リアルストレート
  - その他15社

#### (2) 非連結子会社の状況等

- ・非連結子会社の名称
  - FORVAL (CAMBODIA) CO., LTD.
  - PT.FORVAL INDONESIA
  - FORVAL VIETNAM CO., LTD.
  - FORVAL MYANMAR CO., LTD.
  - ITEC VIETNAM CO., LTD.
  - TACT SYSTEM VIETNAM CO., LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由
 

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社の数 5社
- ・会社等の名称
  - FORVAL (CAMBODIA) CO., LTD.
  - PT.FORVAL INDONESIA
  - FORVAL VIETNAM CO., LTD.
  - FORVAL MYANMAR CO., LTD.
  - ITEC VIETNAM CO., LTD.
- ・持分法を適用した関連会社の数 6社
- ・主要な会社等の名称
  - (株)ホワイトビジネスイニシアティブ
  - その他5社

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・会社等の名称
  - TACT SYSTEM VIETNAM CO., LTD.
  - アジアゲートウェイ(株)
- ・持分法を適用しない理由
 

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

前連結会計年度において連結子会社であった㈱エーゼットは当連結会計年度に清算しております。

(2) 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度において、FORVAL MYANMAR CO., LTD. は事業を開始したことにより持分法適用非連結子会社に含めております。また、ITEC VIETNAM CO., LTD. は、新規設立したことに伴い持分適用非連結子会社に含めております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

|                |                                                         |
|----------------|---------------------------------------------------------|
| ・満期保有目的の債券     | 償却原価法（定額法）                                              |
| ・有価証券          |                                                         |
| その他有価証券        |                                                         |
| 時価のあるもの        | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの        | 移動平均法による原価法                                             |
| ・たな卸資産         |                                                         |
| 商品・仕掛品・原材料・貯蔵品 | 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）       |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

|                       |                                                                                                       |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・有形固定資産<br>（リース資産を除く） | 主として定率法により償却しております。ただし、一部については定額法を使用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>・建物 3年から22年<br>・器具備品 2年から20年 |
| ・無形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>・自社利用のソフトウェア 3年から5年<br>・のれん 2年から10年                           |



## 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が61,198千円、繰延税金資産が21,810千円増加し、利益剰余金が39,387千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「差入保証金」(当連結会計年度は494,613千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業支援金収入」(当連結会計年度は7,559千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」(前連結会計年度は12,290千円)及び「違約金収入」(前連結会計年度は2,816千円)は、金額的重要性が高くなったため、当連結会計年度において区分掲記しております。

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「持分変動利益」(前連結会計年度は5,701千円)は、金額的重要性が高くなったため、当連結会計年度において区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」(当連結会計年度は2,648千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は特別損失の「その他」に含めて表示しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保提供資産

#### (1) 担保に供している資産

現金及び預金 77,200千円

#### (2) 担保に係る債務

買掛金 993,792千円

流動負債その他（預り金） 91,463千円

計 1,085,255千円

### 2. 有形固定資産減価償却累計額

1,205,986千円

### 3. 偶発債務

関係会社の延払契約及び融資契約に対し、債務保証を行っております。

E SECURITY SERVICES CO., LTD. 70,998千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 13,866,311株   | 一株           | 一株           | 13,866,311株  |

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の<br>原 資 | 1株当<br>たり配<br>当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|------------|-------------------------|------------|------------|
| 平成26年6月20日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 298,420        | 利 益<br>剰余金 | 22.50                   | 平成26年3月31日 | 平成26年6月23日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 付議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の<br>原 資 | 1株当<br>たり配<br>当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|------------|-------------------------|------------|------------|
| 平成27年6月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 357,347        | 利 益<br>剰余金 | 27.50                   | 平成27年3月31日 | 平成27年6月22日 |



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

なお、デリバティブ取引は行っておりません。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) (※1) | 時価 (千円)<br>(※1) | 差額 (千円) |
|----------------|-------------------------|-----------------|---------|
| (1) 現金及び預金     | 4,672,983               | 4,672,983       | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金  | 5,869,063               | 5,869,063       | —       |
| (3) 未収入金       | 1,444,770               | 1,444,770       | —       |
| (4) 投資有価証券     |                         |                 |         |
| ①満期保有目的債券      | 208,483                 | 214,290         | 5,806   |
| ②其他有価証券        | 1,426,408               | 1,426,408       | —       |
| (5) 長期貸付金 (※2) | 153,477                 | 47,751          |         |
| 貸倒引当金 (※3)     | △105,672                |                 |         |
|                | 47,804                  | 47,751          | △52     |
| (6) 支払手形及び買掛金  | (5,282,579)             | (5,282,579)     | —       |
| (7) 短期借入金 (※4) | (125,674)               | (125,674)       | —       |
| (8) 未払金        | (1,804,337)             | (1,804,337)     | —       |
| (9) 長期借入金 (※4) | (132,720)               | (132,635)       | 84      |

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※2) 短期貸付金に含まれる一年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(※3) 長期貸付金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(※4) 短期借入金に含まれる一年内返済予定の長期借入金は(9) 長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券については取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額272,888千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4) 投資有価証券には含めておりません。

**1 株当たり情報に関する注記**

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 539円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 93円61銭  |

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| (資産の部)            |            | (負債の部)                  |            |
| 流 動 資 産           | 7,151,587  | 流 動 負 債                 | 4,116,770  |
| 現金及び預金            | 2,577,322  | 買 掛 金                   | 1,977,629  |
| 受 取 手 形           | 21,060     | 未 払 金                   | 924,932    |
| 売 掛 金             | 1,926,905  | 未 払 費 用                 | 402,184    |
| 商 品               | 173,147    | 未 払 法 人 税 等             | 145,157    |
| 貯 蔵 品             | 849        | 前 受 金                   | 60,968     |
| 前 払 費 用           | 103,482    | 賞 与 引 当 金               | 271,100    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 230,297    | 役 員 賞 与 引 当 金           | 84,000     |
| 未 収 入 金           | 829,375    | そ の 他                   | 250,797    |
| そ の 他             | 1,317,116  | 固 定 負 債                 | 1,827,867  |
| 貸 倒 引 当 金         | △27,969    | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,794,649  |
| 固 定 資 産           | 8,470,278  | 債 務 保 証 損 失 引 当 金       | 22,533     |
| 有 形 固 定 資 産       | 265,671    | そ の 他                   | 10,685     |
| 建 物               | 93,599     | 負 債 合 計                 | 5,944,638  |
| 車 両 運 搬 具         | 35         | (純資産の部)                 |            |
| 器 具 備 品           | 103,097    | 株 主 資 本                 | 8,773,522  |
| 土 地               | 44,640     | 資 本 金                   | 4,150,294  |
| 建 設 仮 勘 定         | 24,300     | 資 本 剰 余 金               | 2,488,479  |
| 無 形 固 定 資 産       | 182,202    | 資 本 準 備 金               | 17,205     |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 70,389     | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 2,471,274  |
| 電 話 加 入 権         | 3,489      | 利 益 剰 余 金               | 2,815,941  |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 108,323    | 利 益 準 備 金               | 110,697    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 8,022,404  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,705,243  |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,743,401  | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,705,243  |
| 関 係 会 社 株 式       | 4,995,802  | 自 己 株 式                 | △681,193   |
| 長 期 貸 付 金         | 1,005,024  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 903,705    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 177,438    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 903,705    |
| 破 産 更 生 債 権 等     | 66,069     | 純 資 産 合 計               | 9,677,227  |
| そ の 他             | 319,599    | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 15,621,865 |
| 貸 倒 引 当 金         | △284,930   |                         |            |
| 資 産 合 計           | 15,621,865 |                         |            |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 14,882,979 |
| 売 上 原 価                 |         | 7,838,246  |
| 売 上 総 利 益               |         | 7,044,733  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 6,122,195  |
| 営 業 利 益                 |         | 922,537    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 19,430  |            |
| 受 取 配 当 金               | 241,315 |            |
| 為 替 差 益                 | 38,935  |            |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 8,785   |            |
| そ の 他                   | 33,610  | 342,078    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 自 己 株 式 取 得 費 用         | 3,803   |            |
| そ の 他                   | 0       | 3,803      |
| 経 常 利 益                 |         | 1,260,813  |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 203,395 | 203,395    |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損         | 3,314   |            |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 38,286  |            |
| 減 損 損 失                 | 218     |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 81,541  |            |
| 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 22,533  | 145,893    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 1,318,315  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 328,570 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 58,826  | 387,397    |
| 当 期 純 利 益               |         | 930,917    |

# 株主資本等変動計算書

( 平成26年 4 月 1 日から  
平成27年 3 月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                |           |           |                                 |           |          |           |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------|---------------------------------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |           | 利 益 剰 余 金 |                                 |           | 自己株式     | 株主資本合計    |
|                         |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金合計   | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金合計   |          |           |
| 当 期 首 残 高               | 4,150,294 | 17,205    | 2,471,274      | 2,488,479 | 80,855    | 2,141,976                       | 2,222,831 | △250,251 | 8,611,354 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |           |           |                |           |           | △39,387                         | △39,387   |          | △39,387   |
| 会計方針の変更を<br>反映した当期首残高   | 4,150,294 | 17,205    | 2,471,274      | 2,488,479 | 80,855    | 2,102,588                       | 2,183,444 | △250,251 | 8,571,967 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                |           |           |                                 |           |          |           |
| 利益準備金の積立                |           |           |                |           | 29,842    | △29,842                         | —         |          | —         |
| 剰余金の配当                  |           |           |                |           |           | △298,420                        | △298,420  |          | △298,420  |
| 当 期 純 利 益               |           |           |                |           |           | 930,917                         | 930,917   |          | 930,917   |
| 自己株式の取得                 |           |           |                |           |           |                                 |           | △430,942 | △430,942  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |                |           |           |                                 |           |          |           |
| 当期変動額合計                 | —         | —         | —              | —         | 29,842    | 602,654                         | 632,497   | △430,942 | 201,554   |
| 当 期 末 残 高               | 4,150,294 | 17,205    | 2,471,274      | 2,488,479 | 110,697   | 2,705,243                       | 2,815,941 | △681,193 | 8,773,522 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 680,829          | 680,829                | 9,292,184 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |                  |                        | △39,387   |
| 会計方針の変更を<br>反映した当期首残高   | 680,829          | 680,829                | 9,252,797 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |           |
| 利益準備金の積立                |                  |                        | —         |
| 剰余金の配当                  |                  |                        | △298,420  |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        | 930,917   |
| 自己株式の取得                 |                  |                        | △430,942  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 222,875          | 222,875                | 222,875   |
| 当期変動額合計                 | 222,875          | 222,875                | 424,429   |
| 当 期 末 残 高               | 903,705          | 903,705                | 9,677,227 |

# 個 別 注 記 表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法により償却しております。ただし、一部については定額法を使用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物 3～22年

・車両運搬具 3年

・器具備品 2～15年

#### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給額を計上しております。

- (4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (5)債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ①退職給付に関する会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### ②消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 5. 会計方針の変更に関する注記

##### （退職給付に関する会計基準の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が61,198千円、繰延税金資産が21,810千円増加し、繰越利益剰余金が39,387千円減少しております。

#### 6. 表示方法の変更

##### （損益計算書）

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」（前事業年度11,941千円）は、金額的重要性が高くなったため、当事業年度において区分掲記しております。

#### 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保提供資産

|               |      |         |
|---------------|------|---------|
| (1)担保に供している資産 | 定期預金 | 2,000千円 |
| (2)担保に係る債務    | 買掛金  | 238千円   |

2. 有形固定資産減価償却累計額 610,748千円

### 3. 偶発債務

関係会社の延払契約及び融資契約に対し、債務保証を行っております。

E SECURITY SERVICES CO., LTD. 78,941千円

### 4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 1,083,522千円  
 長期金銭債権 876,120千円  
 短期金銭債務 461,341千円

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 売上高 790,383千円  
 仕入高 1,582,910千円  
 上記以外の営業取引高 814,202千円  
 営業取引以外の取引高 235,620千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 603,186株    | 268,683株   | 一株         | 871,869株   |

(注) 自己株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得268,600株及び単元未満株式の買取り83株によるものであります。

### 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              |          |             |
|--------------|----------|-------------|
| 繰延税金資産       |          |             |
| 貸倒引当金        |          | 100,872千円   |
| 投資有価証券評価損    |          | 144,639千円   |
| 関係会社株式評価損    |          | 253,354千円   |
| 未払事業税        |          | 14,939千円    |
| 未払費用         |          | 121,955千円   |
| 賞与引当金        |          | 89,734千円    |
| 退職給付引当金      |          | 580,389千円   |
| その他          |          | 77,028千円    |
|              | 繰延税金資産小計 | 1,382,913千円 |
| 評価性引当額       |          | △545,919千円  |
|              | 繰延税金資産合計 | 836,993千円   |
| 繰延税金負債       |          |             |
| その他有価証券評価差額金 |          | △429,257千円  |
|              | 繰延税金負債合計 | △429,257千円  |
| 繰延税金資産の純額    |          | 407,736千円   |



## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 法定実効税率               | 35.64%  |
| (調整)                 |         |
| 交際費等永久に損金不算入の項目      | 5.20%   |
| 住民税均等割               | 2.15%   |
| 受取配当金等永久に益金不算入の項目    | △6.21%  |
| 評価性引当額の減少            | △13.15% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 6.01%   |
| その他                  | △0.25%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 29.39%  |

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は35,363千円減少し、その他有価証券評価差額金が43,801千円、法人税等調整額が79,165千円、それぞれ増加しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員及び個人主要株主等

| 属 性 | 氏名又は<br>名称 | 資本金<br>(千円) | 事業の内容又は<br>職業                   | 議決権等<br>の所有割合<br>(被所有割合) | 関連当事者<br>との関係 | 取引内容   | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------|-------------|---------------------------------|--------------------------|---------------|--------|--------------|-----|--------------|
| 役員  | 大久保秀夫      | —           | 当社代表取締役会長<br>公益財団法人<br>CIESF理事長 | 被所有<br>13.1%             | —             | 寄付金の支払 | 12,017       | —   | —            |

### 取引条件及び取引条件決定方針等

- (1) 公益財団法人CIESFとの取引は、いわゆる第三者のための取引です。
- (2) 寄付金の支払は、社会貢献の観点から実施を決定しております。
- (3) 取引金額には消費税等を含めておりません。

## 2. 子会社及び関連会社等

| 属 性  | 会社等の<br>名称                                    | 資本金<br>(千円) | 事業の内容                                        | 議決権等<br>の所有割合<br>(被所有割合) | 関連当事者<br>との関係            | 取引内容                                 | 取引金額<br>(千円)               | 科 目                  | 期末残高<br>(千円)           |
|------|-----------------------------------------------|-------------|----------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------------------|----------------------------|----------------------|------------------------|
| 子会社  | 株式会社<br>フォール<br>テレコム                          | 542,354     | 法人向け通信<br>サービス                               | 所有<br>75.4%              | 役員の兼任<br>営業上の取引<br>資金の援助 | 商品の販売<br>及び通信サ<br>ービスの取<br>次(1)      | 151,126                    | 売掛金                  | 140,638                |
|      |                                               |             |                                              |                          |                          | 商品の仕入<br>及び外注工<br>事費(1)              | 605,549                    | 買掛金                  | 141,712                |
|      |                                               |             |                                              |                          |                          | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(2)                | 300,000<br>2,016           | 短期貸付金<br>長期貸付金       | 400,000<br>100,000     |
| 子会社  | 株式会社<br>リンクアップ                                | 50,000      | 携帯端末の<br>取次                                  | 所有<br>67.0%              | 役員の兼任<br>資金の援助<br>営業上の取引 | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(2)                | 90,000<br>8,841            | 長期貸付金                | 580,000                |
| 子会社  | 株式会社<br>アイテック                                 | 10,000      | 通信教育事<br>業、書籍の出<br>版・販売事<br>業、企業向け<br>社員研修事業 | 所有<br>100.0%             | 役員の兼任<br>資金の援助           | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(2)                | 30,000<br>2,426            | 短期貸付金<br>長期貸付金       | 80,000<br>100,000      |
| 子会社  | 株式会社<br>アップルリ<br>ー                            | 100,000     | 住宅設備機<br>器卸業、住宅<br>設備工事請負<br>業               | 所有<br>100.0%             | 役員の兼任<br>資金の援助           | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(2)                | 1,418,000<br>489           | —                    | —                      |
| 子会社  | FORVAL (C<br>AMBODIA<br>) CO., LTD.<br>(3)    | 440<br>千米ドル | 海外進出FS<br>支援、海外現<br>地法人設立支<br>援              | 所有<br>100.0%             | 資金の援助                    | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(2)                | 9,838<br>82                | 短期貸付金<br>立替金         | 6,307<br>8,092         |
| 関連会社 | E<br>SECURITY<br>SERVICES<br>CO., LTD.<br>(3) | 500<br>千米ドル | セキュリテ<br>ィ情報提供サ<br>ービス事業                     | 所有<br>35.0%              | 役員の兼任<br>資金の援助           | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(2)<br>債務保証<br>(4) | 115,431<br>1,624<br>78,941 | 長期貸付金<br>立替金<br>未収収益 | 96,120<br>7,738<br>203 |

### 取引条件及び取引条件決定方針等

- (1) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。
- (2) 子会社に対する資金の貸付については、短期プライムレート等市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) 子会社及び関連会社の債権総額118,462千円に対し、116,541千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において81,541千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (4) 関連会社の債務保証に対し、22,533千円の債務保証損失引当金を計上しております。また、当事業年度において22,533千円の債務保証損失引当金繰入額を計上しております。
- (5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 744円72銭
2. 1株当たり当期純利益 70円21銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株式会社フォーバル  
取締役会 御中

優成監査法人

|                   |       |         |   |
|-------------------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 須 永 真 樹 | 印 |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 野 潤   | 印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フォーバルの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーバル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月14日

株式会社フォーバル  
取締役会 御中

優成監査法人

|                   |       |           |
|-------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 須 永 真 樹 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 野 潤 ㊞   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーバルの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及び附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその結果及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 フ ォ ー バ ル | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 丹 澤 大 二 | ㊞       |
| 監 査 役 米 澤 三 千 雄   | ㊞       |
| 監 査 役 松 坂 祐 輔     | ㊞       |
| 監 査 役 小 野 隆 弘     | ㊞       |

（注）監査役松坂祐輔及び監査役小野隆弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

第35期の剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益配分も重要な経営課題のひとつと認識しており、企業体質の一層の強化・充実を進め、長期にわたり安定した経営基盤の確立と業績向上に努力していくと同時に、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

このような方針に基づき、第35期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金27円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、357,347,155円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を発生する日

平成27年6月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、現行定款第38条を変更するものであります。なお現行定款第38条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

このほか、資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第35条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第40条および第42条を削除するものであります。

その他、上記の各変更に伴う所定の変更に加え、字句の修正等を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線部分は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                       | 変 更 案                                                |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                        | 第1章 総則                                               |
| 第1条～第3条 （条文省略）                                | 第1条～第3条 （現行どおり）                                      |
| （機関の設置）<br>第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。 | （機関の設置）<br>第4条 当会社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5条～第14条 (条文省略)                                                                                                                                                                  | 第5条～第14条 (現行どおり)                                                                                                                                                                   |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、 <u>会社法施行規則第94条に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより</u> 、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、 <u>会社法施行規則第94条に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより</u> 、株主に対して提供したものとみなすことができる。   |
| 第16条～第17条 (条文省略)                                                                                                                                                                 | 第16条～第17条 (現行どおり)                                                                                                                                                                  |
| 第4章 取締役および取締役会<br><br>(取締役の員数)<br>第18条 当社の取締役会は、 <u>15名以内とする。</u><br><br>(新設)                                                                                                    | 第4章 取締役および取締役会<br><br>(取締役の員数)<br>第18条 当社の取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> )は、 <u>10名以内とする。</u><br><br><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>                                                |
| (取締役の選任)<br>第19条 当社の取締役は、株主総会において <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u><br><br>(新設)<br><br><u>2</u> (条文省略)                                          | (取締役の選任)<br>第19条 当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u><br><br><u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br><br><u>3</u> (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p>                                   | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>                                                                                  | <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p>                                                                                                                                                   |
| <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日から3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役<u>の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するときは、各取締役にに対し、会日から3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> | <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                   | <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>             |
| <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>                                                                                                                                      | <p>第27条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                          |
| <p>(<u>監査役の数</u>)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>                                                                                                                           | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                  |
| <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>                                                               | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                  |
| <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>                                           | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 当社は、監査役会の決議により、<br/>監査役の中から常勤監査役若干名を<br/>選定する。</p>                                                                                                                   | (削除)                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議<br/>をもって定める。</p>                                                                                                                                   | (削除)                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会を招集するときは、各監査<br/>役に対し、会日から3日前までに、<br/>その通知を発する。ただし、緊急に<br/>招集の必要あるときは、この期間を<br/>短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招<br/>集の手続きを経ないで監査役会を開<br/>催することができる。</p> | (削除)                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(監査役会の決議)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定<br/>めがある場合を除き、監査役の過半<br/>数をもって行う。</p>                                                                                                              | (削除)                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会の運営については、法令ま<br/>たは本定款に定めるもののほか、監<br/>査役会において定める監査役会規程<br/>による。</p>                                                                                              | (削除)                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                      | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 監査等委員会を招集するときは、各<br/>監査等委員に対し、会日の3日前ま<br/>でに、その通知を発する。ただし、<br/>緊急に招集の必要あるときは、この<br/>期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるとき<br/>は、招集の手続きを経ないで監査等<br/>委員会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                                                          | <u>(監査等委員会規程)</u><br><u>第29条 監査等委員会の運営については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                                                       |
| 第6章 会計監査人                                                                                                                                                                                     | 第6章 会計監査人                                                                                                                                         |
| 第35条～第36条 (条文省略)                                                                                                                                                                              | 第30条～第31条 (現行どおり)                                                                                                                                 |
| 第7章 取締役等の責任免除<br><br>(取締役等の損害賠償責任の一部免除)<br>第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任に關し、 <u>同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を限度として免除することができる。</u> | 第7章 取締役等の責任免除<br><br>(取締役の損害賠償責任の一部免除)<br>第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として免除することができる。  |
| ( <u>社外取締役等との責任限定契約の締結</u> )<br>第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に關し、 <u>同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>                                | ( <u>非業務執行取締役等との責任限定契約の締結</u> )<br>第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める金額に限定する旨の契約を締結することができる。 |
| 第8章 計算                                                                                                                                                                                        | 第8章 計算                                                                                                                                            |
| 第39条 (条文省略)                                                                                                                                                                                   | 第34条 (現行どおり)                                                                                                                                      |
| <u>(自己株式の取得)</u><br>第40条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引または公開買付の方法により自己株式を取得 <u>することができる。</u>                                                                                         | (削除)                                                                                                                                              |

| 現 行 定 款                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                               | <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br><u>第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>                                       |
| (期末配当の基準日)<br>第41条 (条文省略)<br>(新設)<br><br>(新設)                                      | (剰余金の配当の基準日)<br>第36条 (現行どおり)<br>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。<br>3 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。                                                   |
| <u>(中間配当)</u><br>第42条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として金銭の分配(以下、「中間配当」という。)を行うことができる。 | (削除)                                                                                                                                                   |
| (配当金の除斥期間)<br>第43条 (条文省略)<br>2 未支払の期末配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。                      | (配当金の除斥期間等)<br>第37条 (現行どおり)<br>2 未支払の配当金に対しては利息をつけない。                                                                                                  |
| 附則<br><br>(新設)                                                                     | 附則<br><br><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br><u>第1条 当会社は、取締役会の決議をもって、第35回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として免除することができる。</u> |



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                   | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | おおく ぼ ひで お<br>大 久 保 秀 夫<br>(昭和29年10月2日生) | 昭和55年9月 当社代表取締役社長<br>平成17年6月 当社代表取締役会長兼社長<br>平成22年6月 当社代表取締役会長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>有限会社エス・エヌ・ケー代表取締役社長                                                                                | 1,710,400株     |
| 2          | なか じま まさ のり<br>中 島 將 典<br>(昭和39年4月15日生)  | 昭和62年4月 当社入社<br>平成7年4月 当社〇Ａ営業本部長<br>平成7年6月 当社取締役〇Ａ営業本部長<br>平成10年6月 当社常務取締役営業本部長<br>平成17年6月 当社取締役上席副社長<br>平成19年7月 当社代表取締役副社長<br>平成20年4月 当社代表取締役副社長兼事業推<br>進本部長<br>平成22年6月 当社代表取締役社長（現任） | 10,500株        |
| 3          | か のう とし ゆき<br>加 納 敏 行<br>(昭和38年1月14日生)   | 昭和59年2月 当社入社<br>平成11年4月 当社業務統括部長<br>平成12年6月 当社取締役業務統括部長<br>平成16年10月 当社取締役営業本部長<br>平成17年6月 当社常務取締役経営戦略本部長<br>平成19年4月 当社常務取締役人事本部長<br>平成23年4月 当社常務取締役（現任）                                | 11,500株        |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4          | て ら だ こう じ<br>寺 田 耕 治<br>(昭和31年12月24日生) | 昭和55年2月 A I U保険会社入社<br>平成19年1月 同社日本における代表者社長<br>平成21年4月 当社入社<br>平成21年6月 当社取締役<br>平成21年7月 当社常務取締役コンサルティン<br>グディビジョンヘッド<br>平成25年4月 当社常務取締役(現任)                                                                                         | 8,500株         |
| 5          | か とう こう じ<br>加 藤 康 二<br>(昭和34年3月10日生)   | 昭和56年4月 極東石油工業株式会社入社<br>昭和59年5月 日本ビクター株式会社入社<br>平成8年2月 当社入社<br>平成15年4月 当社経理部長<br>平成17年4月 当社管理本部長<br>平成18年6月 当社取締役管理本部長<br>平成25年4月 当社取締役兼内部統制室長<br>平成26年4月 当社常務取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社フォーバルテレコム取締役<br>株式会社フォーバル・リアルストレート取締<br>役 | 600株           |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふ り が な 氏<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | たん ざわ だい に<br>丹 澤 大 二<br>(昭和17年12月18日生) | 昭和41年4月 株式会社京王閣入社<br>平成9年11月 当社入社総務人事部<br>平成15年10月 当社総務人事サービス部長<br>平成17年4月 当社内部監査室長<br>平成22年7月 当社管理本部総務部長<br>平成24年4月 当社管理本部部長<br>平成24年6月 当社常勤監査役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社フォーバルテレコム監査役<br>株式会社フォーバル・リアルストレート監査役 | 4,700株     |
| 2     | まつ ぎか ゆう すけ<br>松 坂 祐 輔<br>(昭和29年1月7日生)  | 昭和56年10月 司法試験合格<br>昭和59年4月 弁護士登録（現在）<br>昭和62年4月 東京平河法律事務所入所（現在）<br>平成6年6月 当社監査役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社フォーバルテレコム監査役                                                                                           | 一株         |
| 3     | お の たか ひろ<br>小 野 隆 弘<br>(昭和28年11月20日生)  | 昭和63年11月 税理士登録（現在）<br>平成11年5月 大和証券SBCM株式会社（現大和証券株式会社）引受審査部長<br>平成13年1月 中央青山監査法人 株式公開サポート室長<br>平成13年6月 当社監査役（現任）<br>平成20年6月 株式会社ウェブドゥジャパン（現クルーズ株式会社）監査役（現任）                                                          | 一株         |

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 松坂祐輔および小野隆弘の各氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者とした理由は以下のとおりです。

(1) 松坂祐輔氏につきましては、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法的な専門知識と経験並びに財務および会計に関する相当程度の知見を有しておりますので、当社の経営を客観的な立場から監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、松坂祐輔氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって21年であります。当社は、本議案が承認された場合、松坂祐輔氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。

(2) 小野隆弘氏につきましては、直接企業経営に関与した経験はありませんが、税理士として専門知識と経験を有し、また、財務および会計に関する相当程度の知見のもとに、監査等委員として当社監査体制の強化に活かすことができることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、小野隆弘氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって14年であります。当社は、小野隆弘氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて小野隆弘氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。

3. 当社と丹澤大二、松坂祐輔および小野隆弘の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額（最低責任限度額）としております。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成3年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額400,000千円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものです。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額50,000千円以内と定めること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員（出向者を含む）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

### I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員（当社に勤務する出向者を含む）を株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、当社の株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の従業員に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を無償で発行するものであります。

### II. 新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の総数 650個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式65,000株を上限とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

#### 3. 新株予約権の内容

##### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成28年1月16日から平成28年3月15日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社に勤務するもの（当社への出向者を含む。）であることを要する。ただし、定年退職など、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。



- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

7. 新株予約権に関するその他の事項

本新株予約権に関するその他の事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

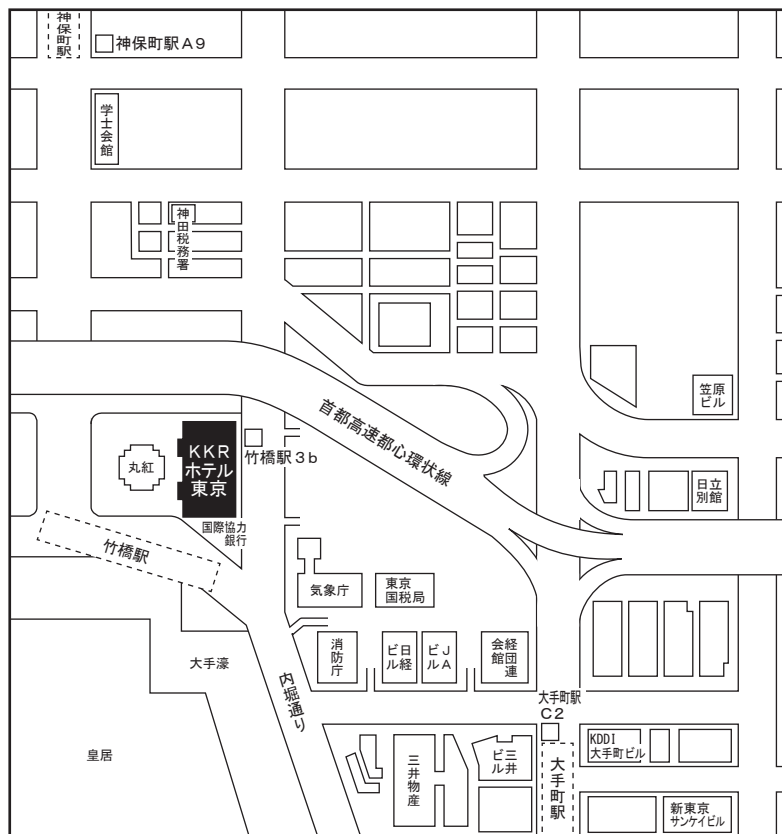
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号  
 KKRホテル東京 10階 「瑞宝の間」  
 電話 (03) 3287-2921



交通 地下鉄東西線竹橋駅下車（大手町駅寄改札から専用通路にて3b出口直結）  
 地下鉄千代田線大手町駅C2出口、都営地下鉄線神保町駅A9出口よりそれぞれ徒歩5分